

## 令和3年度 事業計画

幼保連携型認定こども園 神戸さくら保育園 (定員：1号 9名、2・3号 70名)	
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 公益的事業の積極的取組み</li> <li>② 人権を擁護する</li> <li>③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立</li> <li>④ 医療・教育・福祉の連携強化</li> <li>⑤ 地域社会との共生</li> </ul>
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 子どもの最善の利益を考慮した福祉を推進し、社会に貢献する</li> <li>② 子どもを一個の主体として尊重し、子どもにとってふさわしい生活の場を整える</li> <li>③ 子どもの心身の発達を保障する教育・保育を実践する</li> <li>④ 子育てを社会全体で支えるネットワークを構築する</li> <li>⑤ 地域社会の子育て支援の拠点及び地域に開かれた社会資源としての機能を果たす</li> </ul>
重点項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 第4期経営5か年計画(3年目)の推進</li> <li>② “保育園のトライアングルを奏でる”教育・保育の実践と検証</li> <li>③ 子どもの健康管理体制の強化</li> <li>④ 防災対策を強化し、子どもの命を守る</li> <li>⑤ 「ネウボラ・セリジェ」の活動から未来の子育て世代を支える子育て支援への展開</li> <li>⑥ 安定した保育園運営への取組み</li> <li>⑦ 職員が成長する職場づくり</li> <li>⑧ 福祉サービス第三者評価の受審</li> </ul>
総括	<p>② 昨年度から取り組んでいる保育園における「子ども・保護者・職員」の関係を“トライアングル”に見立てた日々の教育・保育の実践に、本年度は、計画実践の振り返りを「教育・保育の検証」としてより深く行うために、検証はこれまで期毎に行なっていた「教育・保育内容検討委員会」で各学年の担任が子どもの様子や生活の様子に着目して進めていく。園全体で子どもの育ちの検証を行うことから、教育・保育の質の向上につなげていく。</p> <p>当保育園では、“教育・保育の中で大事にするもの”を常に自問自答、また、職員間で共有しながら毎日の教育・保育に取り組む。子どもの育ちを丁寧に見守り、適切で安心できる環境を用意し、その中で子どもたちが十分に遊んだり、考えながら心豊かに過ごせるようにする。子どもたちの日々の言動から発達を確認し、次の発達課題を見つけ、それに取組める環境を生活の中に用意し、子どもの発達を保障する教育・保育を実践する。</p> <p>④ これまで取り組んできた防災対策“計画及び訓練”を本年度はさらに強化し、子どもの命を守る。</p> <p>⑦ 昨年度から取り組んでいる職員の教育・保育力の向上のために具体的な計画のもと行う。本年度は、後輩職員に伝えていく主任保育教諭が行う教育・保育の実践は、指導計画の作成・実践・検証を定期的に行い、学びを園全体で共有する時間を設け進めていく。</p>
新たな取組み	<p>③ 子どもの健康管理体制に、これまでの日々の健康管理と成長発達支援に加え、感染症対策を取入れ強化を図る。内容は、昨年度発症した“新型コロナウイルス”感染拡大防止対応として、幼保連携型認定こども園において“新しい生活様式”の取組みが必要とされることを踏まえ、子どもの過ごす生活環境を衛生面の徹底を中心に整えていく。発症時は、在園児・職員、その他関係者との連携を強化し、非常事態発生時の連絡、情報共有が確実にできる仕組みを整える。</p> <p>⑧ 福祉サービス第三者評価を受審する。教育・保育サービスの質を公正・中立な第三者評価機関による専門的、且つ、客観的な立場からの評価を受けることでサービスの質の向上を目指す。</p>
目標稼働率	1号 33.3% (3.0名)、2・3号 114.3% (80.0名)
目標一時預かり利用者数	500名

令和3年度

# 事業計画書

幼保連携型認定こども園 神戸さくら保育園

## 《基本理念》

- ① 公益的事業の積極的取組み
- ② 人権を擁護する
- ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
- ④ 医療・教育・福祉の連携強化
- ⑤ 地域社会との共生

## 《教育・保育理念》

個性を大切にし、個人個人の発達段階に応じた適切な指導を行い、安全で快適な教育・保育環境のもと、子どもたち一人一人が生き生きと健やかに育ち、保護者の方が安心して預けられる施設を目指す。

## 《教育・保育目標》

- ① げんきな子ども（明るさと強さを育む）
- ② かんがえる子ども（創造性を育てる）
- ③ やさしい子ども（情緒が豊かになるかかわりを学ぶ）

## 《基本方針》

- ① 子どもの最善の利益を考慮した福祉を推進し、社会に貢献する
- ② 子どもを一個の主体として尊重し、子どもにとってふさわしい生活の場を整える
- ③ 子どもの心身の発達を保障する教育・保育を実践する
- ④ 子育てを社会全体で支えるネットワークを構築する
- ⑤ 地域社会の子育て支援の拠点及び地域に開かれた社会資源としての機能を果たす

## 《重点項目》

- ① 第4期経営5か年計画（3年目）の推進
- ② “保育園のトライアングルを奏でる”教育・保育の実践と検証
- ③ 子どもの健康管理体制の強化
- ④ 防災対策を強化し、子どもの命を守る
- ⑤ 「ネウボラ・セリジェ」の活動から未来の子育て世代を支える子育て支援への展開
- ⑥ 安定した幼保連携型認定こども園運営への取り組み
- ⑦ 職員が成長する職場づくり
- ⑧ 福祉サービス第三者評価の受審

### 1 第4期経営5か年計画（3年目）の推進

- 1) 地域貢献の積極的展開

- 2) 利用者や地域から信頼され選ばれる施設を目指す
- 3) 経営基盤の自立化に裏付けられた自立経営を目指す

以上の3つを重点目標に掲げ、法人理念の5本柱をもとに第4期経営5か年計画を積極的に推進する。

## 2 “保育園のトライアングルを奏でる”教育・保育の実践と検証

幼保連携型認定こども園は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な乳幼児期に、その生活時間の大半を過ごす場である。子どもの最善の利益を考慮し、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して教育・保育を行い、子どもの福祉を積極的に増進するに最もふさわしい生活の場でなければならない。そのために養護の関わりは重要となり、“非認知能力”を十分に育むことができる人的環境及び物的環境を整える。教育・保育の計画は、子どもの日々の育ちを把握し、興味関心に留意したものを考える。

特に、子どもが主体的に参加できる活動を子どもとともに考えて行い、保育者とともに楽しみ、子どもの五感に働きかける関わりが持てるよう、地域の自然環境も十分に利用する。

子ども主体の教育・保育を実践していくことは、保護者の幼保連携型認定こども園への安心と信頼の獲得につながり、職員が子どもの成長を正確にとらえた教育・保育を計画→実践→検証を積み重ねていくことは、充実感を得て「教育・保育に携わる喜び」を実感していく。

このように「子ども・保護者・職員の3者(=トライアングル)」のそれぞれが尊重され、信頼関係のもと保育園で充実した毎日を送れる教育・保育を本年度も実践していく。

また、3者への対応は以下の項目に沿って実践する。

- 1) 子どもの人権を擁護し、子どもの笑顔があふれる教育・保育を行う  
一人一人の子どもの思い・育ち・生活リズム等を尊重し安心して過ごせるように関わる。また、友だちと過ごす心地よさ・楽しさを感じる関わりを心がける。
  - ① 子ども主体の教育・保育の実践
  - ② 「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に提示されている“幼児期の終わりまでに育ってほしい子どもの10の姿”に沿った成長を支えていき、「子どもが活動をやりきる力から自信を得て、次の活動への意欲へとつなぐ教育・保育」を実践する。
  - ③ 子どもたちがさまざまな人と関わり合うことから感じる思いや気づきに丁寧に応答し、他者を思いやる気持ち、自分を大事にする心を育てていく。
  - ④ 予定した教育・保育の計画が計画通り実施できない場合は、子どもの育ちを支えるその活動目的が達成できる活動を用意する。

### 【力点-1】子ども主体の教育・保育

- ・ 子どもの育ちに応じた適切な教育・保育の計画を作成する
- ・ “生活と遊び”を通して“心情・意欲・態度”を豊かに育てる

- ・ “食育の取組み”を通して“感謝の心”を育てる
- ・ “保健活動”を通して“命の大切さ”を知る
- ・ “安全活動”を通して“自分を守る”ことを知る
- ・ “障がい児保育”を通して“認め合う心”を育てる

【力点-2】 幼児期の終わりまでに育ってほしい子どもの10の姿

- 同性
- ① 健康な心と体                      ② 自立心                      ③ 協同性
- ④ 道徳、規範意識の芽生え      ⑤ 社会生活との関わり      ⑥ 思考力の芽生え
- 感覚
- ⑦ 自然との関わり、生命尊重      ⑧ 数量、図形、文字への関心、
- ⑨ 言葉による伝え合い              ⑩ 豊かな感性と表現”

2) 保護者ととともに子どもを育てる楽しさを感じる教育・保育を行う

保護者の子育て支援に努め、子どもの成長をともに見守り喜びを持つようにする。そのことを通して、保護者にとって「安心して預けられる幼保連携型認定こども園」を目指す。

- ① 教育・保育のねらいや内容を、文書や掲示物・保育参観等で知らせる。
- ② 保護者自身の様子や子どもへの関わり方を見守る。
- ③ 子育ての具体的な方法を伝える“おはなし会”や“保護者参加型の行事”を開催する。

④ 外国籍の保護者や疾患を抱えている保護者には個別に、また、必要に応じて専門機関と連携を取りながら対応する。

3) 職員が“教育・保育に携わる喜びを感じる”教育・保育を実践し、検証することから教育・保育の質の向上を目指す

本年度は“教育・保育の中で大事にするもの”を常に自問自答、また、職員間で共有しながら毎日の教育・保育に取り組む。子どもの育ちを丁寧に見守り、適切で安心できる環境を用意しその中で子どもたちが十分に遊んだり、考えながら心豊かに過ごせるようにする。子どもたちの日々の言動から発達を確認し、次の発達課題を見つけ、それに取り組める環境を生活の中に用意し子どもの発達を保障する教育・保育を実践する。

そして、本年度は計画実践の振り返りを「教育・保育の検証」として、より深く行うために検証はこれまで期毎に行なっていた「教育・保育内容検討委員会」で各学年の担任が子どもの様子や生活の様子に着目して進めていく。園全体で子どもの育ちの検証を行うことから、教育・保育の質の向上につなげていく。

3 子どもの健康管理体制の強化

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」及び「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、一人一人の子どもの健康の保持及び増進、並びに、安全で安心できる教育・保育環境を整備する。就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 27 条において準用する学校保健安全法の各該当の規

定に基づき、計画を作成し全ての職員がそのねらいや内容を理解し取り組む。  
また、予期せぬ“感染症の発症”への対応については、関係機関からの正確な情報のもと行う。

- 1) 子ども一人一人の健康の保持及び増進に取り組み、子どもの命を守る。
  - ① 子どもの成長を把握する「身体測定」、「各健診」を定期的を実施する。その結果は、速やかに保護者と共有し、子どもの健康管理をしていく。
  - ② 緊急事態発生時対応訓練を実施する。日ごろから、子どもの育ちに関する情報を把握し、それらをもとに発症が考えられる様々な症状“SIDS”や“アナフィラキシーショック”の対応、“大けが”発生対応訓練を次表に沿って実施し、不測の事態に備える。

4月	SIDS 対応訓練	8月	大けが対応訓練	12月	大けが対応訓練
5月	窒息発生対応訓練	9月	SIDS 対応訓練	1月	SIDS 対応訓練
6月	けいれん発生対応訓練	10月	けいれん発生対応訓練	2月	けいれん発生対応訓練
7月	アナフィラキシー発生対応訓練	11月	アナフィラキシー発生対応訓練	3月	アナフィラキシー発生対応訓練

- ③ 保健・衛生に関する研修の徹底
  - ・ 教育・保育における“小児保健”の知識を習得し、子どもの体調の異変に気づき、急変時に適切な対応をする。
  - ・ 幼保連携型認定こども園で過ごす子どもの姿から、保健・衛生に必要な研修を探り計画的に実施する。

## 2) 感染症対策

昨年度発症した“新型コロナウイルス”感染拡大防止対応として、幼保連携型認定こども園において“新しい生活様式”の取り組みが必要とされることを踏まえ、子どもの過ごす生活環境を衛生面の徹底を中心に整えていく。

- ① 教育・保育中の3密を回避した教育・保育計画の作成
- ② 施設内（教材・玩具類及び備品含む）の消毒作業の徹底

## 3) 感染症発症時の対応

- ① 法人の“新型コロナウイルス対応指針”に基づいた対応を行う。
- ② 在園児・職員、その他関係者との連携を強化し、非常事態発生時の連絡・情報共有が確実にできる仕組みを整える。

## 4 防災対策を強化し、子どもの命を守る

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」及び「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、安全で安心できる教育・保育環境を整備する。特に、災害や事故の発生に備えるとともに外部からの不測の事態に備えた必要な対策とその訓練を、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法

律第 27 条において準用する学校保健安全法の各該当の規定に基づき計画を作成し全ての職員がそのねらいや内容を理解し取組む。また、昨年度まとめた当法人保育部門の「防災マニュアル」に基づき、神戸さくら保育園に最も適した災害対策を日々の生活の過ごし方から再考し、教育・保育の安全計画に取り入れ、また、訓練を通して子どもたちの命を守る体制を万全にする。

#### 1) 防災対策

毎月の消火・避難訓練は災害別に実施し、想定できる各種災害の対応訓練を実施する。また、保護者参加の訓練、防災に関する話し合いを計画的に行い、保護者とともに子どもの安全確保の体制を万全にしていく。

なお、防災対応訓練は次表に沿って実施する。

4月	集合	8月	台風・水害	12月	火災
5月	火災（保護者参加型）	9月	不審者対応（園内） 県警ホットライン 通報訓練	1月	地震・津波
6月	火災	10月	火災（少人数訓練）	2月	火災 地域合同防災訓練
7月	防災教室	11月	地震・津波（保護者参加型）	3月	不審者対応（園外）

#### 2) 施設内外の安全管理対策の強化

① 毎月「安全点検」を実施する。施設や備品・遊具・玩具等の安全性には常に留意し、不慮の事故を防ぐ。

② 施設や備品の不具合や老朽化などの対応は、必要に応じて専門業者に相談し、速やかに行う。

③ ヒヤリハットを活用し、職員の安全管理に対する意識を高めていく

### 5 「ネウボラ・セリジェ」の活動から未来の子育て世代を支える子育て支援への展開

#### 1) 幼保連携型認定こども園運営力を活かした子育て支援活動の推進

##### ① 「ネウボラ・セリジェ」の積極的展開

・ 幼保連携型認定こども園に通う親子のほかに、地域で生活する子育て世代の支援を行う。

・ 保育教諭・管理栄養士・看護師等の専門職が、保護者の育児の悩みを聞き、ともに考える場を持つ。

・ 育児に関する定期的な保健活動（育児相談、成長測定、カンファレンス等）を行う。

・ 「ネウボラ・セリジェカード」を発行し参加状況を“見える化”することで、参加者の関心を集め、「ネウボラ・セリジェ」の活動を地域に浸透させていく。

・ 地域に向けた「子どもと家族の健康講座」を開催する。

・ 前年度から流行している「新型コロナウイルス感染症対策」が継

続されることを想定し、本年度は、幼保連携型認定こども園内で行う活動計画の作成については十分配慮する。やむを得ず変更や延期となる時は子どもの育ちが保障できる活動や工夫を凝らし、準備していく。また、「新型コロナウイルス感染症対策」のため、家庭内に取り残された親子の支援にも取り組む。

- ② 「育児に関する情報の発信」を工夫して行う
  - ・ 子育てサポート委員会が中心となり、定期的な情報発信と育児に関する催し（保育体験、ベビーマッサージ、親子ふれあい遊び等）を開催する。
  - ・ “子ども・子育て支援制度”の趣旨に沿った、すべての子育て世代へ向けた活動を行う。
  - ・ 子育てサポート委員会において、「ネウボラ・セリジェ」の参加状況を期ごとに振り返り、検証及び次期の課題の抽出を行うことで内容の充実を図る。

## 2) 「子どもを地域で育てる仕組みづくり」を行う

- ① 幼保連携型認定こども園における子育て支援事業（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第12項）を、当保育園が持つ地域性と専門性を発揮して、教育・保育のニーズ（一時預かり事業、季節の行事への参加希望等）へ対応する。
- ② 神戸市の支援を得て、地域の関係機関等との積極的な連携及び協力を図る。
- ③ 子育て支援に関する地域の人材の積極的な活用を図るために、地域の会合等へ参加する。
- ④ 地域行事への参加、高齢者との交流、近隣の保育園・幼稚園との交流など子どもが地域の一員としての自覚を培う機会を設ける。

## 6 安定した幼保連携型認定こども園への取り組み

安定した幼保連携型認定こども園を継続させるために、予算稼働率1号：33.3%、2・3号：114.3%の達成へ向け、入園児の確保の他、一時預かり事業・延長保育の各事業を積極的に推進していく。また、社会福祉施設として適切な運営をしていくために、以下の項目を実践していく。

### 1) 園児の確保に取り組む

- ① 予算稼働率を達成する園児確保の徹底
- ② 社会情勢に伴い出現する保護者の子育てに対する意識の変化等を想定し、幼保連携型認定こども園が“子どもの健やかな成長にともに関わる存在”であることを地域に積極的に伝えていく。
- ③ 在園児の延長保育利用のフレキシブルな対応と地域の子育て世代が利用する一時保育事業にもニーズに合った対応をしていく。

### 2) 地域に必要とされる社会福祉施設になる

- ① 災害時の避難に関して地域との連携を強化する。
- ② 地域の清掃活動を行う。

## 7 職員が成長する職場づくり

### 1) 法人基本理念の周知・徹底

- ① 基本理念を正しく理解するために、キャリアパスに沿った基本理念の理解を深める研修（エピソード研修）を実施する。

### 2) 職員のやりがいがある職場環境づくりに努める

- ① 職員が安心して働くことができ、仕事を通して成長ができる職場をつくる
  - ・ 職員のキャリアに応じた会議を開催する。「幹部会議」、「担任会議・担当者会議」、「専門職会議」の開催目的を明確にし、学ぶ意識を高めていく。
  - ・ 新人職員研修の「チューター制」を有効的に活用する。毎月のスタッフ会議で進捗確認・検証を行う。
- ② 園運営全般について職員全員で話し合う場を設ける。「経営計画検証委員会・保育部門話し合い」、「人材確保対策委員会・保育部門話し合い」を定期的で開催し、職員が参画しやすい体制をつくり、教育・保育現場の声を各会議・委員会に届けていく。
- ③ 職場アンケートを定期的に行い、課題の抽出・早期の対応を行う。また、「職員座談会」を定期的で開催する。上記の教育・保育の取組みから、職員が「教育・保育が楽しい」気持ちを前面に持ち、各職員が幼保連携型認定こども園運営における自分の役割を果たしていくことで「やりがいを感じる」ことができるようにする。

### 3) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく職員の資質向上の推進

- ① 「教育・保育の実践」を支えるため、職員一人一人が自分の実力を知り、教育・保育力の向上に努めるため、主体的に学ぶことができるように個別研修計画を作成する。また、教育・保育力の向上の具体的な学びは、主任保育教諭が行う教育・保育を通して後輩職員に伝えていく。進めるにあたっては、指導計画の作成・実践・検証を定期的に行い、学びを園全体で共有する時間を持つ。
- ② 法人組織として、キャリアパスに沿った会議・勉強会・研修会（キャリア会議・公開保育・施設実地研修等）を行う。また、外部研修にも積極的に参加する。
- ③ 施設内研修のテーマは「教育・保育における職員協力体制の構築」とし学ぶ。

また、昨年に引き続き、法人内保育園研修は「子どもの人権擁護を考える part4（保育園職員委員会に引継ぐ）」に取り組む。「人権勉強会」を園内で定期で開催し全職員で学び、法人全体研修につなげていく。

- ④ 「学び合い研修」で教育・保育の即戦力となる技術を向上させる。全体で行う研修内容は職員アンケートで決める。本年度は“保護者対応 part2”を職員全体で学ぶ。また、並行して各園に「学びの時間」を設け、それぞれの園に必要な教育・保育の知識や技術の習得のための研修を行う。
- ⑤ 施設長の責務の遂行  
「教育・保育の質の向上」及び「地域とつながる幼保連携型認定こ



ども園」を目指し、関係機関の会議・研修会への出席等を通して自己研鑽を重ね、教育・保育に関する情報・知識を習得し、それを職員へ周知徹底する。また、法人で複数園を運営する強みとして、幼保連携型認定こども園運営の課題の早期発見と対応策について6園園長会で徹底検証をする。

#### 4) 園内委員会

① 従事職員一人一人に事業運営を分担し、全職員が主体的に責任を持って業務に取り組むことを徹底する。委員会活動をより直接的に教育・保育に反映させるため、本年度は、教育・保育現場と各委員会が深く共同することを目的として、昨年開始した「保育園職員委員会」を活用していく。

② 当法人が運営する保育部門事業所の充実した教育・保育の提供のために、現状把握・課題の検証をともに行う必要がある。教育・保育の内容に関する全体的な計画及び検証委員会は、保育部門事業所の合同会議として職種別・階層別に定期的に開催する。

#### 5) 人事考課制度の効果的運用

① 業務に対する自己評価及び評価者との面接等を通して自己の業務についての分析、目的意識の明確化を図り、向上心を培う一助とする。

② 職員育成は、キャリアパスに基づき行う。また、職員一人一人の資質を捉えた指導を行う。

③ 指導は信頼関係に基づくものであることから、指導担当職員は率先して人間関係の構築に努める。

### 8 福祉サービス第三者評価の受審

教育・保育サービスの質を公正・中立な第三者評価機関による専門的、且つ、客観的な立場からの評価を受けることでサービスの質の向上を目指す。

#### 1) 保護者の満足度を量るためのアンケート調査の実施

毎年実施している施設独自の保護者を対象に実施している保護者満足度調査に代わり、第三者評価機関による教育・保育サービスに係るアンケート調査を実施し、潜在化している声や意向を把握し、教育・保育サービスに反映させることでサービスの質を向上させる。

次年度は、施設独自の保護者満足度調査を実施することで、継続して保護者の意向を聞き取り、サービスに反映させていく。

#### 2) サービス自己評価の実施

自らが提供するサービスの質について改善すべき点を明らかにし、サービスの質の向上に向けた具体的な目標を設定し、取り組むことで、職員の自覚と改善意欲・諸課題の共有化を図り、サービスの質の向上につなげる。

#### 3) 評価結果の公表

保護者が他事業所とのサービス内容を比較し、選択できるツールとして評価結果をインターネット (WAMNET) で公表し、保護者から選ばれる施設を目指す。

